

三 労 雇 均 発 0714 第 1 号
令 和 2 年 7 月 14 日

関係団体各位



三重労働局雇用環境・均等室長



時間単位の年次有給休暇制度の導入促進について（協力依頼）

労働行政の運営につきましては、平素より格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、年次有給休暇（以下「年休」という。）の取得率につきましては、平成 30 年に 52.4%と、前年の 51.1%より上昇しているものの、依然として、政府目標である 70%とは大きな乖離があります。

年休の取得促進については「ニッポン一億総活プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）において「企業における労使一体での年次有給休暇の取得向上」が掲げられており、また、労働基準法の改正により、平成 31 年 4 月から、すべての企業において年 10 日以上年休が付与される労働者に対する年 5 日の年休の確実な取得が求められているところです。

一方、現在の新型コロナウイルス感染症対策として、新しい生活様式が求められる中、新しい働き方・休み方を実践するためには、労働者の様々な事業に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年休制度（※1）の導入や、計画的な業務運営に資する年休の計画的付与制度（※2）の導入が効果的です。

このため、厚生労働省では、時間単位の年休制度等の導入促進を図るため、リーフレット等を活用した広報、労使に対する働きかけ等を行っていくこととしております。

貴団体におかれましても、この趣旨をご理解の上、同封するリーフレット等による周知や、別添の「掲載文例」を参考に貴団体の広報紙またはホームページへ掲載していただく等の方法により、ご協力賜りますようお願い申し上げます。なお、掲載文例やリーフレット等の電子データが必要な場合には、下記担当までご連絡ください。

また、本件について、広報誌・HP等へ掲載されました際は、参考までに下記担当あてご連絡いただければ、幸いに存じます。

（※1）年休の付与は原則 1 日単位ですが、労使協定を締結すれば、年 5 日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

（※2）年休の付与日数のうち 5 日を除いた残りの日数について、労使協定を締結すれば、計画的に休暇取得を割り振ることができる制度です。この制度を導入している企業は導入していない企業よりも、年休の平均取得率が 4.7 ポイント高くなっています。

三重労働局雇用環境・均等室

所在地：津市島崎町 3 2 7－2

電話 0 5 9－2 2 6－2 1 1 0

担当：笹本・杉山